

健福第2452号
平成22年8月24日

各区長様

健康福祉局長

自然災害発生時における区兼務医師の動員体制について（通知）

標題について、公衆衛生課題が複雑・多様化し、新型インフルエンザをはじめとする新興感染症への取組み強化が求められるなか、本年4月からは公衆衛生医師の体制については「エリア制」並びに「チーム制」を構築し、その機能を強化するため医師の配置は健康福祉局を本務とし、区へは兼務により担当医師を配置する等の体制変更を行ったところです。

一方、地域防災計画において、災害時の動員計画は所属長が災害状況に応じて定めることとされておりますが、区においては医学的見地からの専門的対応が必要となることから、初動時に迅速に対応できるよう、区兼務医師の動員体制については下記のとおりとしますので、よろしくご了知いただきますようお願いいたします。

なお、本件については危機管理室とも協議済みですので申し添えます。

記

- 災害発生時における動員指令（自動参集含む）がある場合の参集場所は、担当する区保健福祉センターを原則とし、区災害対策本部保健福祉班等において医師として専門的・技術的業務を担うものとする。
- ただし、区災害対策本部保健福祉班等での従事中に、被害の程度、対策の進捗等によって、医師の集中配置、あるいは広域配置が必要と考えられる場合は、保健所の当該圏域を担当する保健医療監等の判断をもって区担当医師の配置の変更を行うことができるものとする。
- 医師が欠ける区において、なお医師の専門的・技術的業務を必要とする場合は当該圏域を担当する保健医療監等の指示のもと、当該圏域内を基本とした補完体制をもって対応する。（他区との兼務対応による支援体制など）

*動員指令の基準は各区の実情を踏まえるものとする。

担当

健康福祉局 健康推進部 健康施策担当 TEL6208-9951

総務部 総務担当 TEL6208-9911

○区担当医師の想定される役割

【区】

1. 被災者の医療救護に関すること
 - ・救護所での保健医療に関する医学的助言・指導（保健師活動に対するもの）
 - ・救護所における医学的見地からの災害時要援護者移送先判断等
（収容避難所での避難生活が困難と認められる要援護者について保健師・福祉職員が①施設緊急入所、②福祉避難所、③医療機関に振り分ける際の判断困難例への対応など）
2. 防疫・保健衛生に関すること
 - ・区における防疫対策の進捗管理
 - ・救護所等での衛生環境に関する医学的判断等
3. 区医師会等との連絡調整に関すること
 - ・医学的見地からの連絡調整
4. その他
その他応急対策活動に関して医学的見地から必要な指導・助言、監督

【健康福祉局・保健所】

1. 各所属が所掌する応急対策活動に関して医学的見地から必要な指導・助言、監督